



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*57 和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (水産振興課) 1

○ 告示

941 和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県代表端末等機器賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (市町村課) 2

942 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) 5

943 " (") 5

944 " (") 6

945 生活保護法による介護機関の指定 (福祉保健総務課) 6

946 " (") 7

947 生活保護法による指定介護機関の変更 (") 7

948 生活保護法による施術機関の指定 (") 7

949 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事指定薬物の指定の失効 (薬務課) 7

950 道路の区域変更 (道路保全課) 8

951 道路の供用開始 (") 8

952 道路の区域変更 (") 8

953 道路の供用開始 (") 9

954 道路の区域変更 (") 9

955 道路の供用開始 (") 9

956 道路の区域変更 (") 10

957 道路の供用開始 (") 10

958 道路の区域変更 (") 10

959 道路の供用開始 (") 11

960 道路の区域変更 (") 11

961 道路の供用開始 (") 12

962 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 12

963 採石業務管理者試験の実施 (") 13

964 和歌山県警察WANシステム用端末等再構築及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部) 14

○ 公告

入札公告 (市町村課) 17

" (警察本部) 21

規 則

和歌山県規則第57号

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年7月26日

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年和歌山県規則第89号)の一部を次のように改正する。

別記第5号様式中 「(償還金の準備積立金)
第7条 甲は、その年度の償還金を償還期日までに系統金融機関の口座に入金する
ものとする。」を 「(償還金の準備積立金)
第7条 甲は、その年度の償還金を償還期日までに系統金融機関の口座に入
(個人情報の取扱い)
第8条 甲及び連帯保証人は、乙及び沿岸漁業改善資金に係る収納事務委託
に関して知り得た甲及び連帯保証人に関する個人情報を効率的な債権管理
することを承認する。

金するものとする。

先の漁業協同組合がこの契約に改める。
のために必要な範囲で共有す
」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第941号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県代表端末等機器賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成25年7月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 業務内容

和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県代表端末等機器賃貸借

2 入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成25年8月14日(水)において、次に掲げる要件を満たしている者(この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)を含む。)とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
コンソーシアムにあつては、各構成員がこの要件を満たすものであること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
コンソーシアムにあつては、各構成員がこの要件を満たすものであること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する入札参加資格を停止されていない者であること。
コンソーシアムにあつては、各構成員がこの要件を満たすものであること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
コンソーシアムにあつては、各構成員がこの要件を満たすものであること。
- (5) 次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。
コンソーシアムにあつては、各構成員がこの要件を満たすものであること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴

力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

(6) 3の(1)のアの(サ)又は3の(1)のイの(サ)に掲げる作業実施計画書について、和歌山県の示す仕様を満足するものを提出した者であること。

(7) 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に、次に掲げるいずれものシステムの導入に係る事業実績を有するものであること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかの者がこの要件を満たすものであること。

ア 都道府県における住民基本台帳ネットワークシステム又は電子自治体を構成するシステム(電子入札、電子申請等)

イ HP-UX11iバージョン2.0を使用したシステム

(8) この契約の目的物であるサーバ機器等を県に賃貸することができる者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかの者がこの要件を満たすものであること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

(エ) 印鑑証明書(発行後2か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 和歌山県が課する県税全税目

c 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(コ) 和歌山県が示す仕様書に準拠する作業実施計画書

(サ) 和歌山県が示す仕様書中の「別紙1代表端末等機器仕様」に記載している機器等の要件を満たすことが分かる機能等証明書

(シ) 担当技術者経歴書

イ コンソーシアムとして申請するとき。

次の(イ)から(ケ)までについては、構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)

(イ) 事業経歴書

(ウ) 構成員が法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

(エ) 印鑑証明書(発行後2か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 和歌山県が課する県税全税目

c 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）、委任状（コンソーシアム代表者）

(コ) 作業実施計画書（コンソーシアム）

和歌山県が示す仕様書に準拠することとし、コンソーシアムとして提出すること。

(サ) 機能等証明書

和歌山県が示す仕様書中の「別紙1代表端末等機器仕様」に記載している機器等の要件を満たすことが分かる機能等証明書とし、コンソーシアムとして提出すること。

(シ) 担当技術者経歴書

コンソーシアムとして提出すること。

(ス) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものの写しをコンソーシアムとして提出すること。

(2) (1) のアの (イ) から (オ) まで、(キ) 及び (ク) 並びに (1) のイの (イ) から (オ) まで、(キ) 及び (ク) に掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該書面の写しを提出することにより当該書類に代えることができる。

(3) (1) のアの (ア)、(イ)、(カ) 及び (ク) から (シ) までに掲げる申請書類並びにイの (ア)、(イ)、(カ) 及び (ク) から (ス) までに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの申請用紙は、平成25年7月26日（金）から同年8月1日（木）までの和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において書面にて質問を行うものとし、その後は、平成25年8月5日（月）午後5時までの間に和歌山県総務部総務管理局市町村課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メール（e0106001@pref.wakayama.lg.jp）を含む。）により行うものとする。なお、回答については平成25年8月13日（火）までに当該質問を行った者に対して書面等により行うとともに、和歌山県総務部総務管理局市町村課ホームページ（http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010600/010600_1.html）において掲載するものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階1-B会議室

(2) 日時

平成25年8月1日（木）午後1時30分から

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成25年8月8日（木）から同月14日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局市町村課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2192

ファクシミリ番号 073-423-2427

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成25年8月22日（木）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成25年8月29日（木）午後4時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成25年9月2日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第942号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年9月2日まで縦覧に供する。

平成25年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年7月1日

2 名称

特定非営利活動法人エルンティオ

3 代表者の氏名

金城清弘

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市手平六丁目112番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、人格の全面発達を保障する地域福祉の拠点として、障害者やひきこもりの青年、神経症及び重症神経症・情動コントロールの障害・広汎性発達障害・行為障害・人格障害の青年等の働く場の保障や社会的復権をおこない、社会福祉の向上に寄与するとともに、医療、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、ひきこもり等についての啓発活動や当事者の社会参加の促進を目指すことを目的とします。

和歌山県告示第943号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年9月9日まで縦覧に供する。

平成25年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年7月9日

- 2 名称
特定非営利活動法人下津スポーツクラブ
- 3 代表者の氏名
瀬川禎彦
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県海南市下津町下津500番地1 海南市民交流センター（3階）
- 5 その他の事務所の所在地
和歌山県海南市下津町方711番地1
- 6 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対して、生涯スポーツ振興と各種コミュニティに関する事業を行い、青少年の健全育成、市民の健康増進を図るとともに、市民間の絆を強め、活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第944号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年9月2日まで縦覧に供する。

平成25年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成25年7月2日
- 2 名称
特定非営利活動法人ゆうゆうスポーツクラブ海南
- 3 代表者の氏名
津毛望
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県海南市大野中1106番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対して、各種生涯スポーツ振興に関する事業を行い、青少年の健全育成、市民の健康増進を図るとともに、市民間の絆を強め、活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第945号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人紀の国福樹会	岩出市溝川22	憩い園ケアプランセンター	岩出市溝川22	居宅介護支援事業	平成25.7.1

和歌山県告示第946号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年7月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社イクロス	大阪府堺市西区浜寺船尾町西5丁目3番地	小規模多機能型居宅介護ばる	西牟婁郡白浜町2666	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	平成25.7.8

和歌山県告示第947号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年7月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
有限会社ライフケアしあわせ	御坊市御坊184番地6	明神の郷	御坊市明神川646	通所介護・介護予防通所介護	主たる事務所の所在地	御坊市菌269番地	御坊市御坊184番地6	平成25.5.1

和歌山県告示第948号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年7月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	氏名	名称	所在地	指定年月日
伊柔18-25	深本晃司	ふかもと整骨院	伊都郡かつらぎ町大谷88-5	平成25.7.1

和歌山県告示第949号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例(平成24年和歌山県条例第83号)第18条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が効力を失うので告示する。

平成25年7月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 失効する知事指定薬物

- (1) 化学名 1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)プロパン-1-オン(通称名MDPPP)及びその塩類
- (2) 化学名 1-(3-フルオロフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン(通称名N-メチル-3-FMP又は3-FMA)

及びその塩類

2 失効理由

当該知事指定薬物が薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物に指定されるに至ったため

3 失効年月日

平成25年7月28日

和歌山県告示第950号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 野上清水線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字遠井字澤谷139番1地先から同町大字遠井字内浦127番1地先まで	旧	3.90 } 6.00	102.90	
同上	新	4.00 } 20.40	91.00	

和歌山県告示第951号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 野上清水線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字遠井字澤谷139番1地先から同町大字遠井字内浦127番1地先まで

供用開始の期日 平成25年7月26日

和歌山県告示第952号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 境川金屋線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字東大谷字下垣内110番1地先から同町大字東大谷字下垣内114番1地先まで	旧	4.30 }	84.50	
同上	新	8.60 }	84.50	
		17.85		

和歌山県告示第953号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 境川金屋線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字東大谷字下垣内110番1地先から同町大字東大谷字下垣内114番1地先まで

供用開始の期日 平成25年7月26日

和歌山県告示第954号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字下田原字東422番1地先から同町大字上田原字池ノ尻353番5地先まで	旧	5.50 }	246.00	
同上	新	8.50 }	246.00	
		11.60		

和歌山県告示第955号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、

告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字下田原字東422番1地先から同町大字上田原字池ノ尻353番5地先まで

供用開始の期日 平成25年7月26日

和歌山県告示第956号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字大又字檜上217番1地先から同町大字大又字大津45番1地先まで	旧	3.20 } 13.80	420.00	
同上	新	9.10 } 29.90	420.00	

和歌山県告示第957号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字大又字檜上217番1地先から同町大字大又字大津45番1地先まで

供用開始の期日 平成25年7月26日

和歌山県告示第958号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
御坊市熊野字小熊554番1地先から同市熊野字神子谷664番101地先まで	旧	8.25 } 17.30	638.75	
同上	新	11.50 } 20.95	638.75	

和歌山県告示第959号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 御坊市熊野字小熊554番1地先から同市熊野字神子谷664番101地先まで

供用開始の期日 平成25年7月26日

和歌山県告示第960号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上富田南部線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
田辺市下万呂字片山1002番1地先から同市秋津町字峯ノ庄1363番1地先まで	旧	4.70 } 18.80	1191.40	秋津野橋仮設橋 L=62.14
同上	旧	6.40 } 34.10	1281.40	秋津野橋 L=59.55

同上	新	6.40) 34.10	1281.40	秋津野橋	L=59.55
----	---	--------------------	---------	------	---------

和歌山県告示第961号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 上富田南部線

供用開始の区間 田辺市下万呂字片山1002番1地先から同市秋津町字峯ノ庄1363番1地先まで

供用開始の期日 平成25年7月26日

和歌山県告示第962号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成25年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 櫻川2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において標柱5号と6号を結ぶ線は町道脇ノ垣内線との官民境界線、標柱7号と8号を結ぶ線は県道田辺印南線との官民境界線、標柱1号と9号を結ぶ線は町道櫻川中央線との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	日高郡	印南町	櫻川	柳澤	739番1	
2号	〃	〃	〃	〃	731番	
3号	〃	〃	〃	脇ノ垣内	839番	
4号	〃	〃	〃	又曾	864番	
5号	〃	〃	〃	〃	861番1	
6号	〃	〃	〃	脇ノ垣内	835番	
7号	〃	〃	〃	〃	829番	
8号	〃	〃	〃	平田	808番1	
9号	〃	〃	〃	〃	775番	

2 柿垣内地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において標柱4号と5号を結ぶ線は県道たかの金屋線との官民境界線、標柱1号と7号を結ぶ線は県道たかの金屋線及び県道滝切目停車場線との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	日高郡	みなべ町	高野	大楠口	477番	
2号	〃	〃	〃	柿垣内	499番	
3号	〃	〃	〃	〃	519番1	
4号	〃	〃	〃	上ノ平	527番1	
5号	〃	〃	〃	〃	524番1	
6号	〃	〃	〃	柿垣内	508番	
7号	〃	〃	〃	〃	487番1	

和歌山県告示第963号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により第42回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成25年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成25年10月11日（金）午前10時から正午まで

(2) 場所

和歌山市茶屋ノ丁一丁目2番地1

和歌山県自治会館 304会議室

2 試験科目及び出題範囲

(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

3 受験手続等

(1) 申込用紙の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

平成25年8月1日（木）から同年9月12日（木）までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分まで

イ 配布場所

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

海草振興局建設部管理課

東牟婁振興局串本建設部総務管理課

各振興局建設部（海草振興局建設部、東牟婁振興局串本建設部を除く。）用地・管理課

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験票（返信用50円切手を貼り付けること。）

ウ 写真（手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

(3) 受験手数料

8,000円（和歌山県証紙を受験願書に貼り付けること。）

(4) 提出方法

受付期間内に簡易書留郵便により郵送すること。

なお、受付は郵送のみとし、持参、ファクシミリ及びインターネット等による受付は行わない。

(5) 受付期間

平成25年9月2日（月）から同月13日（金）まで

なお、受付期間中の消印があるものは受け付ける。

(6) 提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

4 合格者の発表等

(1) 合格発表日

平成25年10月25日（金）

(2) 発表の方法

ア 合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に合格者の受験番号を掲示する。

イ 受験者に対し郵送により可否を通知する。

5 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭で総合得点を開示請求することができる。

開示を希望する人は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に請求すること。

開示の期間は、平成25年10月25日（金）から同年11月22日（金）までの間（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とする。

6 問合せ先

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

海草振興局建設部管理課

東牟婁振興局串本建設部総務管理課

各振興局建設部（海草振興局建設部、東牟婁振興局串本建設部を除く。）用地・管理課

和歌山県告示第964号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県警察WANシステム用端末等再構築及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成25年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

和歌山県警察WANシステム用端末等再構築及び賃貸借業務

(2) 業務の内容等

和歌山県警察WANシステム用端末等再構築及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成25年7月26日（金）において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する入札参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び県税に未納がない者であること。

オ この入札に係る和歌山県警察WANシステム用端末等再構築及び賃貸借業務と同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同等規模以上とは次に掲げる要件を満たすものとする。

(ア) 複数のサーバを構築又は更新した実績を有すること。

(イ) ネットワークに接続した100台以上のクライアントを構築又は更新した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同等規模以上とは、50台以上のクライアントについて、現地保守（修理）にてメンテナンスリース又はレンタルをした実績を有することとする。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

サ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうち、システム構築業務を担当する者は（1）のオ及びキの要件を、賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクの要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する全税目

- (ク) 誓約書
 - (ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
 - (コ) 仕様書に準拠する機器の一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
 - (サ) 申請者のシステム再構築業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
 - (シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
 - (ス) 申請者に業務体制が整備されていることを証明する業務体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)
 - (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
 - a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
 - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。
- イ コンソーシアムとして申請する場合
- 次の(ア)、(コ)及び(ス)から(ソ)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(サ)の書類についてはシステム構築業務を担当する構成員が、(シ)の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出することとする。
- また、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。
- (ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)
 - (イ) 事業経歴書
 - (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - (エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
 - (カ) 使用印鑑届
 - (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
 - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する全税目
 - (ク) 誓約書
 - (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)及び委任状(コンソーシアム代表者)
 - (コ) 仕様書に準拠する機器の一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様を記載したもの)。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
 - (サ) 申請者のシステム再構築業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
 - (シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
 - (ス) 申請者に業務体制が整備されていることを証明する業務体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)
 - (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

- a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
- b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。

(ソ) コンソーシアム協定書の写し

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1) のアの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)並びに(1) のイの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)に掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1) のア並びにイの(ア)、(イ)、(カ)、(ク)及び(ケ)に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成25年7月26日（金）から同年8月7日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成25年8月8日（木）までの間に和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部岡崎庁舎1階大会議室

(2) 日時

平成25年8月1日（木）午前10時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成25年7月26日（金）から同年8月13日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山市西46番地の1

情報管理課

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成25年8月20日（火）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成25年8月27日（火）午後4時までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明に対する回答は、平成25年9月2日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

入 札 公 告

和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県代表端末等機器賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成25年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成25年度

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県代表端末等機器賃貸借 一式

(3) 調達役務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 設置及び納入場所

(3) に同じ。

(5) 納入期限

平成25年11月30日（土）

(6) 借入れの期間

平成25年12月1日（日）から平成31年3月31日（日）

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成25年和歌山県告示第941号に規定する和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県代表端末等機器賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局市町村課

(2) 日時

平成25年7月26日（金）から同年8月2日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成25年8月5日（月）午後5時までの間（県の休日を除く。）に和歌山県総務部総務管理局市町村課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メール（e0106001@pref.wakayama.lg.jp）を含む。）により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階1-B会議室

(2) 日時

平成25年8月1日（木）午後1時30分から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館2階入札室

イ 入札日時

平成25年9月5日（木）午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成25年9月5日（木）午前9時30分までに和歌山県総務部総務管理局市町村課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうちの代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうちの代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本告示に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの項に該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札を無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局市町村課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局市町村課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - ア 名称
和歌山県総務部総務管理局市町村課
 - イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2192
ファクシミリ番号 073-423-2427
- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Lease of network server and other computer devices for the Wakayama Prefecture Basic Resident Registers (1 set)
- (2) Date and time for tender : 10:00 a.m. 5 September 2013
- (3) Contact point for the notice : Municipal Affairs Division, General Affairs Management Bureau, General Affairs Department, Wakayama Prefectural Government, 1-1 komatsubaradori Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL 073-441-2192 (FAX 073-423-2427)

入札公告

和歌山県警察WANシステム用端末等再構築及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成25年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成25年度

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察WANシステム用端末等再構築及び賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 和歌山県警察WANシステム用端末等再構築委託期間

契約日から平成26年3月31日までの間

イ 和歌山県警察WANシステム用端末等賃貸借期間

平成26年1月1日から平成30年12月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

和歌山県警察WANシステム用端末等再構築及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

仕様書による。

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成25年和歌山県告示第964号に規定する和歌山県警察WANシステム用端末等再構築及び賃貸借業務に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

(2) 期間

平成25年7月26日（金）から同年8月7日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) （1）により交付する入札説明書等に対して質問のある者は、情報管理課に対して平成25年8月8日（木）午後4時までに書面により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部岡崎庁舎1階大会議室

(2) 日時

平成25年8月1日（木）午前10時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

5の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成25年9月10日（火）午前10時

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県警察から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当させることができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合において、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結するときは、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の

停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない情報管理課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

- (1) Construction of Wakayama Prefecture Police Information of Organized Group of Gangsters Administration System and rental
- (2) Time limit for tender :
By hand : 10:00 a.m. Tuesday 10 September 2013
- (3) Contact point for the notice :
Wakayama Prefectural Police Headquarters
Police Administration Department
Finance Section
1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan
phone : 073-423-0110